



個人番号カードの交付が始まります

平成27年10月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が開始されたことに伴い、マイナンバーの通知カードが、皆さんの住民登録地（10月5日時点）へ、転送不可の簡易書留郵便（世帯単位で世帯主宛て）にて送付されています。平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きに必要となります。12月中旬以降になっても通知カードが届いていない場合は、市民課までお問い合わせください。

個人番号カードを申請するには

個人番号カードは、無料で取得することができます。さまざまな場面で本人確認に利用できる公的な身分証明書です。また、平成28年1月以降、マイナンバーの利用が開始されてから、公的機関などにマイナンバーを記載した書類を提出する際には、個人番号の確認と本人確認の書類の提示が求められます。通知カードのみでは本人確認の要件が満たされないため、運転免許証やパスポートなどの提示が併せて求められます。個人番号カードには本人の顔写真が掲載されているため、個人番号の確認と本人確認を1枚で行うことができます。個人番号カードを取得するための申請方法は次のとおりです。

①郵送による申請

通知カードと一緒に届いた「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、本人の顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼り付けて、同封の返信用封筒で郵送してください（写真は

申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真で、裏面に氏名を記載してください）。世帯の中で分けて申請する場合には、封筒をご用意の上、次の宛先までお送りください。

送付先

〒219-8650
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

※戸籍の届け出や住民異動により「個人番号カード申請書」に記載された内容（氏名、住所、生年月日、性別）と現在の本人の情報に間違いがある場合は、旧情報の印字された申請書は使用できません。地方公共団体システム機構のホームページ（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）の個人番号カード交付申請ページへ進み、手書き交付申請書をダウンロードしてください。市民課で受け取ることもできるので、い

▼問い合わせ＝市民課専用ダイヤル
☎（76）3000

ずれの場合も手書きで必要事項を記入して申請してください。なお、通知カードや個人番号カードの記載事項（住所や氏名など）に変更があった場合は、市民課で変更の手続きが必要になりますので、通知カードや個人番号カードを持参して市民課までお越しください（変更の手続きは、原則として本人、もしくは同一世帯のしか行えません）。

②オンラインによる申請

パソコンやスマートフォンを利用して申請できます。申請時には、本人の顔写真のデータが必要です。

【パソコンからの申請】

地方公共団体情報システム機構のホームページ（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）の個人番号カード交付申請からパソコンによる申請方法のページへ進み、オンライン申請用サイトから申請してください。ただし、氏名、住所、生年月日、性別のいずれかの事項に変更があった場合は、申請時に使用するIDが変更されます。新規IDの記載された申請書をお渡ししますので、市民課までお越しください。

【スマートフォンからの申請】

スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして申請してください。



個人番号カードの交付を受けるには

申請後、個人番号カードの発行準備ができ

※なお、通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別)のいずれかに変更があった人は、QRコードが変更され使用できなくなりますので、手書き交付申請書による郵送もしくは新規IDの記載された申請書を利用してパソコンから申請してください。



■証明写真機Ki-Re-i(みよし市内)

証明写真機から直接申請することもできます。郵送で届いた個人番号カード交付申請書のQRコードを所定のスキヤナーにかざしてガイドランスに従って操作、撮影してください。

③まちなかの証明写真機からの申請

■個人番号カード交付申請書

(表)

QRコード

マイナンバー詐欺にご注意を

みよし市内でも、市役所職員に成り済ましたマイナンバーに関する詐欺未遂が発生しています。マイナンバー制度に関する不審な電話やメール、手紙、訪問などには十分に注意してください。



マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付手続きで、国の関係省庁や地方公

■個人番号カード窓口交付について

期間	場所	窓口交付日時
平成28年 1月4日(月)から 6月30日(木)まで	市役所1階 101会議室 (特設会場)	平日…午前8時30分から午後5時15分まで 休日…2月13日(土)・27日(土)、3月12日(土)・26日(土)・27日(日)、4月2日(土)・3日(日)の午前9時から正午まで
7月1日(金)以降	市民課	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)

※正午から午後1時までを除く

次第、交付通知書を住民登録地へ送付します。本人確認書類などの必要書類を持参し、市民課特設窓口(平成28年1月4日から市役所1階101会議室に開設予定)までお越しください。交付までの時間は30分程度を想定しています。時間に余裕を持ってお越しください。また、交付の際は暗証番号を決めていただきます。

●マイナンバーに関するお問い合わせ●

通知カードや個人番号カードについて、詳しくは下記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)をご覧ください。

- ▶電話=☎0120(95)0178(日本語対応)(無料)
- ☎0120(0178)27(外国語対応)(無料)

※外国語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語です。

- ▶開設時間=平日…午前9時30分から午後10時まで(年末年始(12月29日から平成28年1月3日まで)を除く)、土・日・祝…午前9時30分から午後5時30分まで

※英語以外の言語は、平日…午前9時30分から午後8時まで、土・日・祝…午前9時30分から午後5時30分まで。



ATMの操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

共団体などが電話や訪問などにより、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報を知りたがり、お金のやり取りを要求したりすることは一切ありません。

